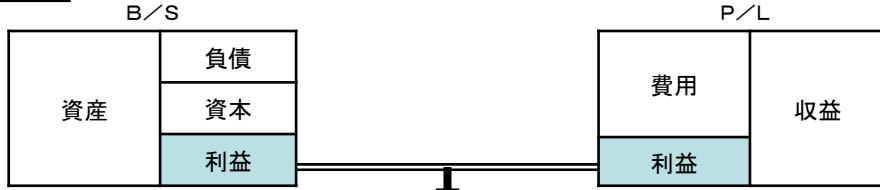


# 剰余金の処理及び積立金の処分の流れ

(参考 1)

毎事業年度の処理 【準用通則法第44条】



※当期総損失が生じた場合は、前年度までの積立金により損失補填  
【準用通則法第44条第2項】

当期総利益

前期繰越損失をうめる

【準用通則法第44条第1項】

損失補填

積立金

剰余金の処理  
(剰余金の大臣承認)

【文部科学大臣承認】  
①自己収入の増  
②経費の節減

国立大学法人評価委員会意見  
財務大臣協議

【準用通則法第44条第3項】

【準用通則法第44条第1項】

積立金  
(損失補填)

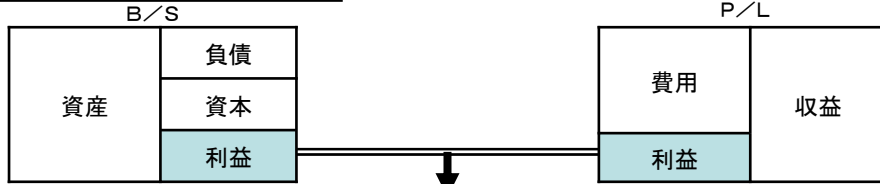
【準用通則法第44条第2項】

平成16年10月28日  
局長通達

目的積立金

(中期計画に記載した「剰余金の使途」)  
【国立大学法人法第31条第2項第6号】

中期目標期間最後の事業年度の処分 【国立大学法人法第32条】



当期総利益

前期繰越損失をうめる

【準用通則法第44条第1項】

損失補填

積立金

中期目標期間中における未執行額

【国立大学法人会計基準 § 77Ⅲ】

運営費交付金債務の精算のための収益化

国立大学法人評価委員会意見  
財務大臣協議

【国立大学法人法第32条第2項】

積立金の処分

【文部科学大臣承認】

【国立大学法人法第32条第3項】

国庫納付

【国立大学法人法第32条第1項】

統合後の大阪大学の  
中期目標期間繰越

国立大学法人法第22条第1項に規定する業務  
第29条第1項  
(中期計画に記載した剰余金の使途)